第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ会合(第3回) 概要

## 1 日時

令和6年6月14日(金)10時00分~11時40分

## 2 場所

中央合同庁舎4号館共用1214特別会議室及びオンラインでの併催

## 3 出席構成員

今村座長、増田座長代理、阿部構成員、石川構成員及び戸塚構成員 (議事(1)の説明者として、岩手県八重樫副知事、宮城県髙橋復興・危機管理部長が出席)

○今村座長 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」、 第3回目でございます。

構成員の先生方には、御多忙の中、御出席ありがとうございます。

本日は、7名のメンバーのうち5名出席いただいておりまして、戸塚さんにおかれましてはオンラインで参加をいただいております。ありがとうございます。

浅野さん、白波瀬さんにおかれましては、御欠席でございます。

また、本日は、岩手県から八重樫副知事が対面で、宮城県から髙橋復興・危機管理部長がオンラインで出席いただいております。ありがとうございます。このお二人は、この後御説明いただいて、その後も傍聴されることになっていますので、よろしくお願いいたします。

今回も復興庁の担当に加えて、関係省庁及び3県の担当者が傍聴しておりますので、御 承知いただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、その前に2点事務局から報告をいただくことになります。1点は、前回、第2回会合の後に構成員からコメントをいただいておりますので紹介いただきたいと思います。事務局からの説明の後、もし追加がありましたらお願いしたいと思います。2点目は、先日5月29日に行われました岩手県の視察の結果でございます。

では、この2点に関して、石崎参事官から報告をお願いいたします。

- ○石崎参事官 それでは、いただきましたコメントについて御紹介したいと思います。
  - ・ 未曾有の大震災に直面し、政府は迅速な対応措置、即時的課題への対応に迅速であったと評価できる。しかし、現在も残る広い遊休地、家屋がまばらな造成地、その他使い勝手が悪いと評価されたグループ補助金などの課題は再検証が必要であろう。また、継

続的な社会的・経済的課題、持続的課題への対応としては、いまだ課題も多く、被災地で続く人口減を食い止め、なりわいとする農業、漁業の復興を図るための支援とともに、 今後いかにコミュニティ形成を支援するべきか検討が必要と思われる。

- ・ インフラ整備について、その維持管理負担について国の支援が限定的であるとしても、 被災自治体の技術・人材の不足などを鑑み、設備の安全性の確認や技術的支援など、何ら かの支援ができないか。宅地造成について、事業完了に当たり、集団移転地の土地のう ち、復興事業の際、所有ではなく借地で契約した土地の使用者や、主に木造住宅で移譲を 前提にした戸建てや長屋の復興、公営住宅のうち、希望する被災者への移譲、払下げを行 ったり、空き家となった復興公営住宅を地域活動の場や移住促進目的の活用を行ったり、 ニーズの有無について把握することも必要ではないか。
- ・ 宅地造成、コミュニティ形成支援に関連して、東日本大震災の特にリアス式海岸の集落などで、津波からの安全性を鑑み、主にL2の高さに住宅地を造成し、集団移転した。また、復興公営住宅は集落の移転地内にあるものと、複数の集落や地区住民で希望する世帯を集めて大規模な集合住宅形式として整備したものがある。
- ・ ハード整備が完了し、住宅再建が完了しても、高齢化により買物、通院などに車が使 えない世帯や、集約した公営住宅などで見守りが必要な世帯が年々増加し、コミュニティ 形成やサポートの需要は増加している。生活支援員などの核になる人材が活動できるよ う、復興財源の維持から、自治体での福祉事業での同様の業務を担当する人材の予算の確 保など、実態としては切れ目のない支援ができるよう調整していくことが望まれる。
- ・ 土地活用ハンズオン支援事業については、自治体で取組ができるよう、研修などを行って、自治体にノウハウ、換地手続などの技術面などを承継することとしたらどうか。また、今後は可能な範囲で収益の土地への還元や、なりわいの場としての活用を意識した活用となるよう検討してはどうか。
- ・ 震災伝承について、伝承施設などの施設の維持管理や展示物の更新や継続的な魅力づくりは大切である。しかし、過去の例からも難しさがある。施設管理者が施設に応じた取組ができるよう、国や県は研修や専門人材の派遣、施設相互の人的交流などの機会などの側面支援をすることも大切である。

以上でございます。

不足などがございましたら、後ほど御発言を頂戴できればと思ってございます。

2点目が、5月29日に行われました岩手県での現地視察の報告でございます。資料については、お手元の資料3にまとめてございます。

こちらには、各視察先において、岩手県庁をはじめ現場で復興に取り組んでいる方々から同った御説明、意見交換の内容を概要として記載させていただいてございます。

本日の議題となります「心のケア等の被災者支援」や「被災した子どもに対する支援」 に関する内容についても、岩手県や関係センターからの御説明の後、意見交換をさせてい ただきました。

具体には資料をおめくりいただければと思いますが、岩手県釜石地区合同庁舎において、いわて被災者支援センターの方、あとは岩手県こころのケアセンターの関係について、意見交換をさせていただいたところでございます。また、釜石中学校において、被災した子供への支援ということで、スクールカウンセラーの方等から御意見をいただいたところでございます。最後に、岩手県栽培漁業協会から、現地での取組の状況などを伺ったところでございます。こちらの方は、本日の御議論の参考としていただければと思ってございます。

以上でございます。

○今村座長 石崎参事官、ありがとうございます。

それでは、こういった御説明も含めて議論をしていただければと思います。

本日は、議事は2つございます。まずは、「地震・津波被災地における復興施策の総括 について」の議論ということで、復興の分野ごとに整理してございますので、検証を行っ ていきたいと思います。

まず、(1)にございますとおり、岩手県、宮城県から、それぞれ5分で恐縮ではございますけれども、説明をいただき、質疑応答としたいと思います。よろしくお願いします。 その後は、復興庁の資料に基づきまして説明をいただいた後、構成員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

各議事においては、説明の後に質疑応答の時間を設ける予定でございます。また、最後に全体の御意見をいただくような発言の場も設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

発言いただく場合は、挙手又は分かるように私の方にお願いしたいと思います。オンラインの場合は、戸塚さんの方は通常はマイクをミュートにしていただいて、御発言のときにマイクをオンにしていただければと思っております。

それでは、最初に岩手県の八重樫副知事から御説明をお願いしたいと思いますので、こちらの方に御移動いただければと思います。

議事「地震・津波被災地域における復興施策の総括について」について、「第2期復興・ 創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ運営要領」第6項に基づき、 議事要旨を記載。

## 議事要旨

(1) 議事(1) 岩手県及び宮城県からの説明について

岩手県八重樫副知事及び宮城県高橋復興・危機管理部長から、それぞれ資料に沿って説明。以下のようなやりとりを実施。

一般施策化に当たっての障害となっている事情はあるのか。

- → 岩手県沿岸部の保健師が非常に少なく、精神科医不足等の脆弱な体制であり、心の ケアセンターを引き継ぐ一般施策がない。
- ・ 移転元地等の活用策を引き続き整理すること。
- (2) 議事(2) 地震・津波被災地域における復興施策の総括について 宇野統括官から「議題1 産業・生業」について、資料に沿って説明。 構成員からの主な意見は、次のとおり。
- ・ 金融上の特例(復興特区支援利子補給金)について、地震・津波被災地域においては、 岩手県、宮城県においてここ数年の活用実績が少なくなっているという状況も踏まえ、 新規の認定をしない運用で良いのではないか。
- ・ 規制・手続等の特例及び復興整備計画については、現在も対象区域においてニーズがあり、特例が活用されていることから、引き続き制度を継続し、被災地のニーズに応じた柔軟な対応が必要ではないか。

宇野統括官から「議題2 心のケア等の被災者支援」について、資料に沿って説明。 構成員からの主な意見は、次のとおり。

- ・ 心のケアに関しては、数値など目に見える形で効果を図ることが難しく、また、中長期的に続くことが予想される課題。取扱いがデリケートな課題であると思う一方で、税負担を国民全員にお願いしているものである以上、(切り分けが難しいとは思うものの)震災由来のものを支援するというのが大前提である。震災起因かどうかが曖昧なものを復興事業として支援すると、被災自治体の周辺自治体や全国で同様の課題を抱えているところとの公平性の問題が出てきて、(不公平感から)分断に繋がってしまうこともある。
- ・ 復興事業の今後の方向性を検討する際は、震災由来の影響が未だに明確に残っており、 引き続き復興事業のニーズが高いか、そのニーズについて、一般施策での対応が困難で あると認められる特別な事情があるか、という点を復興庁と被災自治体との間でしっか り検討を行いただきたい。

その上で、これらの要素に照らしてどうしても一般施策への移行が難しいものについては、復興庁が令和13年3月には確実になくなることを踏まえ、令和8年度以降可能な限り速やかな復興事業終了を目指し、事業終了に向けた具体的な進め方を第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い時期に検討するなど、その整理を考えなければならないと思う。ソフトランディングができるよう、精力的に話し合っていっていただきたい

・ 心のケアについては、支援者が頻繁に変わることも被災者の方々の負担になってしま うのではと思う一方で、今後どのように進めていくのかという具体的な計画を(被災自 治体側が)作り、そうした計画が示されれば(国として)支援する、などの形を考えて いただければ。

- ・ これまでの阪神淡路大震災や中越地震などの際の災害公営住宅を見ても、住民自治や 高齢者等の地域での見守りといった活動は、1度自走していても10年ほどすると住民の 高齢化に伴い崩壊していくという例も見受けられる。被災地でなくても公営住宅で同様 な状況が起きている。他地域の事例なども見ながら、地域福祉の知識のある専門人材に よる支援継続の必要性など丁寧に検討していただきたい。
- ・ 各自治体がこれからのソフトランディングに向けて、令和8年度以降可能な限り速や かな復興事業終了を目指し、可能な限り早い時期に具合的な道筋をつけていただくこと が重要。

また、震災由来の相談が残っているかという点は、納税者の理解を得るためには重要である一方で、震災由来がどうかということを相談者に根掘り葉掘り聞くことは実際の現場では難しい部分もある。あえて傷口をえぐるようなことはせず寄り添った対応ができるよう留意を。

- ・ 阪神淡路大震災や熊本地震、中越地震等の災害発生後、心の支援、コミュニティ形成 施策に関する一般施策化 (=平常時対応) にどのように移行したのか、というノウハウ を、東日本大震災の被災自治体の方に移転していくことが重要。それぞれの自治体、コミ ュニティは規模によって状況が様々であることを踏まえても、ノウハウの移転は重要。
- ・ 被災者支援の分野において地域おこし協力隊や集落支援員等の力に頼るのは良いことである一方、首長の力量や発信力などによって、自治体ごとに(活用力の)差が出てしまうこともある。それは結果的に住民へのサービスに跳ね返ってしまうので、(活用方法について)情報・知見の横展開に力を入れてほしい。また、このような一般施策を活用したとしても、その支援期間に「3年」など限りがあるものであり、地域の人々が直接運営に関わり、地域自身の力を育んでいくことも重要。

宇野統括官から「議題3 被災した子どもに対する支援策」について、資料に沿って 説明。

構成員からの主な意見は、次のとおり。

・ 教職員加配・スクールカウンセラーについては、現状想定される予算の規模感であれば、令和8年度以降、復興特会によらずとも、国の予算としては、一般会計の中で配慮することにより対応が可能。ただし、スクールカウンセラーについては、10分の10補助の是非については要検討だが、復興施策と一般施策の補助率の差異も大きいことから、よく留意しながら、一般施策への移行に向けた検討を行うことが重要。

就学援助については、津波被害が大きい沿岸部において、震災由来の対象者が明確に確認され、就学援助率が極めて高い市町も存在していることから、個別の実情を丁寧に 把握しつつ、復興施策の継続も含め、対応を検討していく必要がある。

・ 先日、岩手県に現地視察をした際にもスクールカウンセラーの方から伺ったが、ケア

をする担当者が頻繁に変わるのは好ましくない一方で、採用はどうしても単年度になってしまう。運用でカバーされている部分もあるようだが、柔軟な運用を検討していただければ。

また、震災時点で生まれていたかどうかに関わらず、被災した家庭で生まれ育ったことで思春期に影響が出てしまうという話も伺ったところ、例えば、就学援助に関しても時間差で支援が必要になるものもあると考えられる。専門的な知識を持つ人材の配置ができるようなシステムの構築など、柔軟な対応を検討することが必要ではないか。

宇野統括官から「議題4 地方創生との連携強化」について、資料に沿って説明。

(以上)